

青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業 募集案内

宮城県では、農業協同組合に対し、青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要となる青果物集出荷予冷施設等について、施設利用料金の値上げによる農業者への影響を軽減するため、農業協同組合が所有する青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金高騰分の一部を支援します。

補助金の交付に係る申請手順については、青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業費補助金交付要綱に定めるほか、この募集案内に記載のとおりとします。

なお、申請に当たって必要となる様式等は、下記のホームページに掲載予定です。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/yoreiko.html>

1 事業目的

青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要となる青果物集出荷予冷施設等について、コロナ禍により高騰した施設運営に係る電気料金を支援する。

2 支援対象者

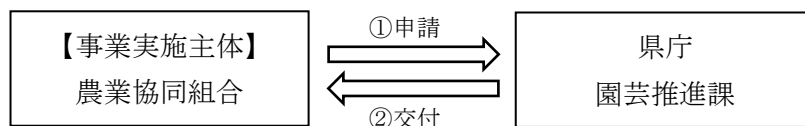
県内の農業協同組合

3 補助対象経費

農業協同組合が所有する青果物集出荷予冷施設等の運営に係る令和4年度の電気料金のうち、令和3年度電気料金から高騰により増額した電気料金

4 補助金額の算出方法

- (1) 令和3年8月と令和4年8月の電気料金の単価の差額を基準単価とする。
- (2) 令和4年4月から令和4年12月までの電気料金の高騰分は、各月の電気使用量実績(kWh)に基準単価を乗じて算出。
- (3) 令和5年1月から令和5年3月までの電気料金の高騰分は、令和4年1月から令和4年3月までの電気使用量実績を見込み電気使用量とし、基準単価を乗じて算出。
- (4) (2) 及び (3) を合算した額を補助対象経費とし、補助対象経費の1/2以内を補助する。



5 申請書受付期間

令和5年1月23日(月)から令和5年2月28日(火)まで

※令和5年2月28日(火)の午後5時以降に提出された申請書は無効とします。

6 申請方法

交付申請書（別記様式第1号）に、以下の書類を添えて、郵送または電子メールにて宮城県農政部園芸推進課園芸振興班宛て提出願います。

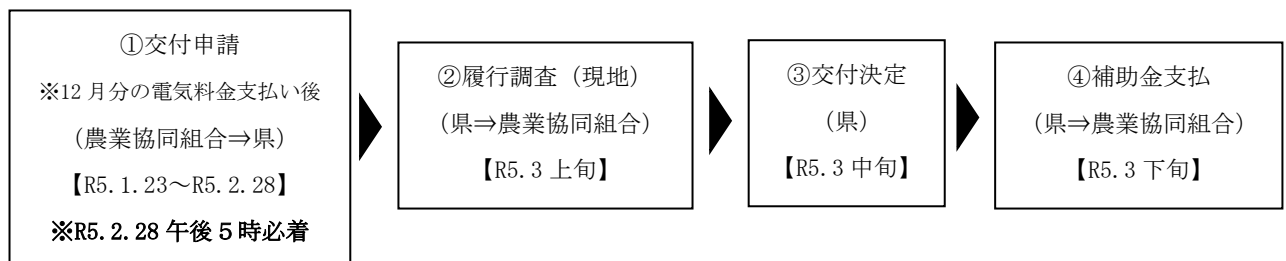
- (1) 青果物集出荷予冷施設等利用状況報告書（別記様式第2号）
- (2) 補助金額算定基礎資料（別紙1-1, 別紙1-2）
- (3) 電気使用実績証拠書類（領収書の写し等の電気使用量・電気料金が確認できる書類）
- (4) 施設毎の出荷実績が分かる書類（対象期間のうちいずれか1か月分の出荷伝票等）
- (5) 施設の図面（施設の構造及び概要がわかるもの）
- (6) 青果物集出荷予冷施設等（別記様式第2号の2で記載した施設）の設置状況がわかる写真
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）
- (8) 宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行された原本）

なお、電子メールで交付申請書（別記様式第1号）を提出する場合、押印は不要ですが、郵送にて書類を提出する場合は、交付申請書（別記様式第1号）及び暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）の申請者名の欄に押印が必要です。

7 審査結果の通知

全ての申請内容を確認した後に補助金の交付を一括で決定するため、申請書の提出時期に関わらず、県から申請者への審査結果の通知は3月中旬となります。

8 事業実施スケジュール（予定）



※補助金の交付を受けた場合、交付申請の関係書類や補助金の交付に関する県からの通知を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

9 お問い合わせ、書類の提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県農政部園芸推進課園芸振興班

TEL:022-211-2843 FAX:022-211-2849 E-mail:engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp